場合のものに限る。）。製作と据付は同一工事でなくてもよい。ただし、代表者以外の構成員については、平成21年４月１日から公告開始日までに元請として完成・引渡しが完了した水門設備の製作及び据付を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

なお、施工実績が確認できる資料を添付すること。

・１門当たりの扉体面積（純径間×有効高）が75㎡以上の河川用プレートガーダ構造のローラゲートの製作据付工事

なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が65点未満であるものを除く。

また、国内実績のない外国籍企業が国外での施工実績により参加する場合、札幌開発建設部総合評価審査委員会における審査の結果、同種工事の施工実績として妥当と判断された場合、参加を認める。

ウ　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事の現地での据付期間に専任で配置できること。

ただし、配置予定技術者が現在他の工事に従事している場合は、契約締結日までに当該工事に配置できること。

現地での据付期間は、令和７年８月１日から令和７年10月31日及び令和８年３月１日から令和８年８月31日を予定する。

工場製作期間に配置する技術者については、同一工場内における他の工事との兼任を認めることとし、現地での据付期間に専任で配置する技術者と同一でなくてもよい。

なお、受注者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合において監督職員との協議により、主任技術者又は監理技術者を変更できるものとする。

(ｱ)　１級土木施工管理技士を有する者、又はこれと同等以上の資格を有する者であること。ただし、代表者以外の構成員については、２級以上の国家資格を有する主任技術者を配置すること。

(ｲ)　平成21年４月１日から公告開始日までに元請として完成・引渡しが完了した上記６(5)イに掲げる水門設備の製作及び据付工事（据付のみでもよい）の経験を有する者であること。ただし、代表者以外の構成員については、平成21年４月１日から公告開始までに元請として完成・引渡しが完了した水門設備の製作及び据付工事（据付のみでもよい）の経験を有していればよい。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）

工場製作において配置する技術者については、上記６(5)イに掲げる水門設備の製作及び据付工事（製作のみでもよい）の経験を有する者であること。

製作及び据付工事は同一工事でなくてもよい。

なお、当該経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点合計が65点未満であるものを除く。

(ｳ)　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証（鋼構造物工事業）及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

エ　詳細設計に係わる技術者として、次の基準を満たす者を配置するものとする。なお、詳細設計技術者は主任技術者又は監理技術者と兼務することができる。

・鋼構造物工事にあっては、１級土木施工管理技士を有する者、又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

(6)　出資比率は、全ての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であるものとする。

(7)　代表者の要件は、より大きな施工能力を有する者であって、かつ、出資比率が構成員中最大である者とする。

7　競争参加資格の有効期間

特定建設工事共同企業体としての有効期間は、競争参加資格を決定したときから契約の相手方が確定されたときまでとする。

8　資格審査申請書類

(1)　提出書類及び提出部数

ア　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（特定建設工事共同企業体）　１部

イ　特定建設工事共同企業体協定書（写し）　１部

(2)　申請書類の作成に用いる言語　日本語

(3)　申請書類の入手方法　申請書類は、次のアドレスにアクセスして得るものとする。

https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/jg/koujikanri/u23dsn0000000v1h.html

9　資格審査結果の通知　資格決定通知書により通知する。

10　その他

(1)　共同企業体の名称は、石狩川改修工事の内北村遊水地排水門機械設備製作据付工事○○・△△・××特定建設工事共同企業体とする。

(2)　共同企業体の資格審査を申請する者は、併せて支出負担行為担当官北海道開発局札幌開発建設部長が別に公告する入札参加資格の確認を受けるものとする。

(3)　申請手続の照会先は、次の場所とする。

ア　北海道開発局事業振興部工事管理課

イ　北海道開発局札幌開発建設部契約企画課

# 招　請

## 資料提供招請に関する公表

次のとおり物品の導入を予定していますので、当該導入に関して資料等の提供を招請します。

令和６年４月３日

国立大学法人広島大学

契約担当職　理事（財務・総務担当）

八田　和嗣

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　34

**○第１号**

1　調達内容

(1)　品目分類番号　14

(2)　導入計画物品及び数量　電子計算機システム（ＨＵＣ14）一式

(3)　調達方法　借入

(4)　導入予定時期　令和７年度８月以降

(5)　調達に必要とされる基本的な要求要件

A　本システムは、本学における多様かつ高度な各種の教育研究活動の支援に関する需要に応えることができるものとする。

B　本システムは、全学共通クラウド基盤、クラウド基盤管理機能、利用者・サービス管理機能、基幹サービス、端末・プリントサービスから構成されること。

C　本学のニーズに対応したアプリケーションプログラム並びに実行環境を提供できること。

D　本システムは、多数の本学構成員が同時に利用した場合においても十分な機能を発揮できること。

E　システムを効率的に管理運用できること。

F　システムの障害を未然に防止し、また障害発生時には即時に対応できるようなサポート体制が提供されること。

2　資料及びコメントの提供方法　上記１(2)の物品に関する一般的な参考資料及び同(5)の要求要件等に関するコメント並びに提供可能なライブラリーに関する資料等の提供を招請する。

(1)　資料等の提供期限　令和６年５月10日17時15分（郵送の場合は必着のこと。）

(2)　提出先　〒739―8511 広島県東広島市鏡山一丁目３番２号　広島大学財務・総務室財務部会計グループ　主査　平野　洋子　電話082―424―6065

3　説明書の交付　本公表に基づき応募する供給者に対して導入説明書を交付する。

(1)　交付期間　令和６年４月３日から令和６年５月10日まで。

(2)　交付場所　上記２(2)に同じ。

4　説明会の開催　本公表に基づく導入説明会を開催する。

(1)　開催日時　令和６年４月19日14時00分

(2)　開催場所　オンライン開催

5　その他　この導入計画の詳細は導入説明書による。なお、本公表内容は予定であり、変更することがあり得る。

6　Summary

(1)　Classification of the products to be procured : 14

(2)　Nature and quantity of the products to be rent : Computer System (HUC14) 1 Set

(3)　Type of the procurement : Rent

(4)　Basic requirements of the procurement :

A　The system should support various education and research activities in the Hiroshima University.